

## 意見聴取会の開催について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり意見の聴取を行います。

なお、この許可について利害関係のある方は、意見聴取会に出席して意見を述べることができます。

令和8年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

申請者	宮本 久	
申請場所	川崎市高津区末長4丁目1576-1	
計画建築物の概要	用途	店舗併用住宅（引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を営む工場、サービス業を営む店舗(クリーニング店)
	工事種別	新築
	敷地規模	134.34㎡
	建築面積	108.32㎡
	床面積	193.54㎡
	構造規模	鉄筋コンクリート造 一部木造 地上2階
	高さ	8.4m
抵触する規定	建築基準法第48条第3項（用途地域） 第一種中高層住居専用地域では、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を営む工場の建築を制限	
意見の聴取を行う事項	第一種中高層住居専用地域内において、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を営む工場を建築することについて	
開催日時	令和8年7月3日（金） 午後7時から8時まで	
開催場所	川崎市中原区上小田中1-27-1 川崎市立大谷戸小学校 1階 特別活動室	